經典餘師 大之

ロ 11
1029
1

門口文庫
1029
巻 1

凡例附言

○第一義

聖人の道とハ天下國家を治むるよりして一己の身に行状を修るの道なり人〻日用の教へにして貴賤老幼のまなびでうあハざるの道なり中〻人の上にてハえよりゆゑにあらぬ事なり古人の詞も胸中もれしくて徒に位きうきハ宮殿の内に塵器ばかりあつるのふに異ならぬとちうるに斯道と難とのやうに覚へ代るハ元来漢字ふして言葉の異やうなるゆへあり今經典餘師大學一巻をあらハしたりてちうしゆとうしむ解く讀法のありむを玩考ぶ合しゑバ日おとての雪のごとくなるべし

○讀法

よみうさなろう

きゝへバ大學の物よ。嗟乎其不美矣。上よある讀法よ。其

差不に庶〜○とのゝそのごく字策を以て文字をつゐく跡へ
こゝるゞ〜文字の下へあまゝ〜假名ハ上の文字のうゑ〜付て
讀なゝきまゝ〜ハ○不に庶〜○にゝゝふハ不の字よつけ○〜とゝふハ
庶の字よつゝるなゝきて字策を以て文字をつき一字の訓
よゝ終るまゝぐハ字をけゝきゝくうゞぐゞこゝ〜ハ其とよむうちハ
其の字をつき差とゝよゝ出を時ハ差の字へゝゝめゞ〜是讀書
の法なゝ必ずきゝゝあやまるまゝ事なゝのまゝ

讀法 大學
朱喜章句
子程子の曰く大學ハ孔子之遺書
にて初學德ゝ
入之門也今ゝ於て
古人學を為の次
第と見可者ハ独
此篇之存るゝ
頼而ゝて論孟之
に次學者必ず
是ゝ由て學バ則
其差不に庶〜
而 焉 矣の字ハ
助字とてゝゝ

大學

朱喜章句

朱ハ氏喜名なゝ宋の世の大儒先輩此一卷の章の句を分るゝ

子程子曰大學孔氏之遺書而初學
入德之門也於今可見古人爲學次
第者獨賴此篇之存而論孟次之學
者必由是而學焉則庶乎其不差矣

此心ハきの大學の書とゝふハ孔氏の家〜ふ傳ゝ遺るる書にて耶ハち聖人御でんじゆの書なゝ初學の〜〜道德をうゞひゝ入ゞ門口なゝ今の人學ゝをせんと
祈ゞるゝゝ古人の學びゝふ次第ハうゝゝと可見なゝ夫と

いつも独此篇の世に存して頼てなり而に論語孟子の類に学ぶべし学者の躬輩必らず是書のそこへ由ひ学びるべし聖人直の御こゝへ無手して差ハ不べしこゝ程子とくに宋の代の大儒明道先生なり二の子の字ハ尊詞

大學之道在明明德在親民在止於至善

この段ハ大学第一の所にて此三ヶ条を大学肝要の三綱領といふてハ綱の綱衣の領とのこゝろにて万理万事を本にして上るなり人ハ天地の正しき氣を得て生るゆゑ形心動静ある天地を法とまもるゆゑ元よりこゝろハ本体なり人ハ明徳とて仁義礼智の心ハ氣を胎内にうける時已にそなハり生るとくに孟子の説出り小児の時ハいとなる者も父母を親慕て孝の心をでに成るなり中途に死る人をバ羨み清盛公のやうなる生涯富貴栄耀を遂る人をバ羨むとなり是皆人く善を尊く悪を賤しむ心あるゆゑ然るに幼少より悪き事に見聞なれて利欲とりこ捨がたき物に泥むゆゑ明徳あるなり

泥ナズム

暗くなりこゝろを誠にしてこゝろを明らかにし暗きを明徳を明らかにもとのごとく扨自身の徳が明らかなる上ハまた人にも其徳を及ぼすべきことにて是仁心の大なるものなりその舊く汚れる徳を新しく清むるを民を親ることハ明君上に立ふなれど善の場に止まることの至極なり心を浅して全くこゝろ是を至善に止まるとの字をよくこゝろ人のなり往べきところ往て安座して動ることを止るとハ善とハかくこゝろ中の心にて理の正しく過ることなく往べき所へ往ずして中ごろ在ハ滞こゝろとハ不及とハ貧しき人に少し明徳あるこゝろなる人ハ富貴なる人に同しこゝろなるハ人の貧しくこゝろなる徳をもつひ清むるを仁心なるこゝろ然るに心を善の至極なる場にとゞまるべし或ハ名聞又ハ身の為に力こゝろをもつとめこゝろ君子の心ハ小人のこゝろ

知止而后有定定而后能靜靜而后能

止まるを知て而して后に定ることに有定て而して后に能静なり静

にして而して后に能安安して而して后に能慮る慮りて而して后に能得

安安而后能慮慮而后能得

止まる場に止まるべきを定まるといふこゝは物の理に止まるべきを止まりて動となるべは定まるなり〻〻定まるて靜なるなりて安んする処より何とても自由に物を思ひ計るなり依て慮ると輕さの不なるべしして各その正き理を得ることなり

物本末あり事終始あり先後ある所を知へは則ち道に近し矣とゝむ

矣助字

物有本末事有終始知所先後則近道矣

本とハこゝは明德なり末とハ他人なり始とハこゝは終とハ人を新にするなり先ふまぶき理と後とすべき理とを知へは則ち聖人の行ふところに近矣とゝるものなり其物に本末さゞまりあり已主君父母ハ本なり他國の君他人の親ハ末なり本を忘れて末を治めんとすれ本に始まりて末に終るこゝろなり世の中に多くの親に人ゝ氣一つのうめくといふ事あり父母を人に あゝくやしきる不孝をまぬかるゝ道をゝしまぶべし恐れ戒て先後の

古之明德を天下に明らかにせんと欲する者ハ先其國を治む其國を治むと欲する者ハ先其家を齊む其家を齊んと欲する者ハ先其身を修む其身を修むと欲する者ハ先其心を正しくせんと欲する者ハ先其意を誠にせんと欲する者ハ先其知を致す

古之欲明明德於天下者先治其國欲治其國者先齊其家欲齊其家者先修其身欲修其身者先正其心欲正其心者先誠其意欲誠其意者先致其知致知在格物

これを八條目といふ即ち先に行べきを後に為べき本末終始の理を説くなり古の明德ある御方天下を明らかにせんと治めんと欲しさハ先ず手前一國の人に德を施し惠をかけ國を治る者ハ已が家のうちまつよく齊ハで叶ハぬ事なれば家を齊るハ我身の修なくてハ齊ハざる其吾身体の修る本ハ心なり心平らかなる時ハ身持の修る理なり扨心の本を意といふ一すべて心ハ意起るこゝろなり誠なるべしして心正しくハなるべしして扨意誠なるべしと思ふ物事何にまれ理を推て如是なるが即ち道なりと知ると致ハ能く意も誠なり是を知ると

知を致すとハ物ニ格るにあり

物格て而して后知至て而して后意誠なり意誠なり而して后心正し心正して而して后身修る身修て而して后家齊家齊て而して后國治る國治て而して后天下平なり

凡物の理を窮るニ格バ心の知明らかなるに至る知の起る所意誠実なれバ心ハ正しく身修る已身より人を治め帰服なさしめて家内齊なり家齊て國中へ及ぶ國治まりて自然ニ天下大平となるべきなり

天子自以て庶人に至るまで壹是皆

庶人壹是皆以修身為本

上ハ天子将軍より下ハ庶人に至るまで位の高下貴賤の品々ハ身を修るの一ツなり是を本と為とハ

其本亂而未治者否矣其所厚者薄

身を修ると以て本と為

於助字

其本乱て而して未治る者ハ否矣其厚る所の者薄而して其薄所の者厚ふとハ未之有未

矣也ハ助字

未ハ両度ノ讀

右經の一章ハ蓋孔子之言ニして曾子之を述其傳の十章ハ則ち曾子之意ニて

而其所薄者厚未之有也

已が身を修ざるとハ絲の乱るとハ否矣なり先ず主君を尊ぶやまして次ぎ人の君を敬べし若身近き者とハ撞置て他人ニ疎ずるき事道にあらざるハ是を厚きを薄きとハいふ本を忘れて末を求めんとするもなほ類

身を修ざるの理いまだ之有べからず未

右經一章蓋孔子之言而曾子述之

其傳十章則曾子之意而門人記之

也舊本頗有錯簡今因程子所定

而更考經文別為序次如左

門人之を記す舊本頗る錯簡有り今程子の定る所に因て更に經文を考へて別て序次を為す左の如し

康誥に曰く克德を明かに

大甲に曰く諟天之明命を顧る

上の大學之道といふよりこの未之有といふまでと右經一章といふなり蓋し聖人孔子の御說かして第一の御弟子曾子とらつる御方その道を述記して題下右傳の十章とて十ヶ条あるハ定て孔子の御心を述るる曾子の數なくそれをすて曾子の御門人記せしかる黃紙なくして簡とて竹の札を革紐に連めて書記せしなり然るとぞ切に故ら舊より傳る本ハ頗る錯雜の簡あり今幸に程先生の所定あり仁因本付て殊に今更に經の文と考へ章と別て十ヶ条の次序をバ左の如くに改めたり是朱子の文なり

康誥曰克明德

周の武王御弟の康叔を衛の國主になされし時康叔へ誥の所の文なり康誥とハ明德を明かにすとの證據に出す克の字ハ勝とい字に通じて誠に戰て人に勝ところの利欲汚穢に勝これを去て已が德を明かにすとなり

大甲曰顧諟天之明命

殷の第三代を大甲とや奉るこのみことに攝政伊尹が諄々と喻へる文なり思をなして禍ハをうけ數となりて福をうる物を失へぬ人も天道なりとて然るべし早く其志しを願ふの取まるべし明命とハ天より明に命付らるる德といふ者人に夫々暗なりハせぬものと心を付て見をいふ觀るとなり常に目を付て見るとなり

帝典曰克明峻德

堯帝上天の德に心なり堯帝の德を賛し文之と天下に地なり方民を惠ふなり峻なる德といふも外に但し常人ハこの私と欲とを以てなり

右の三ヶ条といふも外に替りて兎くもと自己のその志を立て德を明かにして人の與へるとあるを曾子の御辭

皆自明也

右傳之首章釋明德

右聖人の明德と御とらへし意を述んとて曾子此三ツの語を御引釋なり是を傳文の首章とハ

湯之盤銘曰苟日新日日新又日新

帝典に曰く克峻德を明かにすと皆自ら明かにすとも也

右傳之首章ハ明德を明かにすと釈也

湯之盤銘に曰く苟に日に新なり

日日に新にして又日に新なり

康誥に曰く新民を作と

詩に曰く周は舊邦と雖ども其命維新なり

殷の御代の御先祖湯王と申しは聖人の帝なり　この沐浴の盤の縁に句の教の詞を書しるされを湯之盤の銘とは物の銘なり　此ころは盤とは者は器なり湯水の器にして垢を洗清むるものなり日々に新にして又日に新なる者なり　康誥に曰作新民　右我德を明らかにして民をも新にしたとは　詩に曰周雖舊邦其命維新　命とは天より仰付らるる時節なり　天命とは一切ことなり　此詩の心は周の國も御代々々に舊邦なりしかども聖人文王の御代に至て大に政道明らかにして人々の德もたちまち新にしとなり　是故君子無所不用其極　是故の訳は有德之君子は其肝要の至極を用ゆ極とは能く明らかにして人を新にするも是至善の極なり

右傳之二章釋新民

詩に云く邦畿千里惟民の止まる所なり

詩に云く緡蠻たる黃鳥丘隅に止る子の曰く止て於て其止まる所を知る人を以て鳥に如不可乎

詩に云く穆々たる文王於緝熙て敬して止まる人の君と為ては仁に止まる人の臣と為ては

詩云邦畿千里惟民所止　凡人とても何物ふても身置べき場所あり　況や人の住居も場所に居人と思はるべき邦畿とは五幾内王城の廻をいふ　是は大々人の群集まべき土地なり　まの段は下の仁敬孝慈信をいふ為なり　詩云緡蠻黃鳥止于丘隅子曰於止知其所止可以人而不如鳥乎　右の心にて幾内は人の留り住居まるところ丘隅は黃鳥の止る所なり　人は義理の場に止るべし　緡蠻は鳥の鳴声なり　黃鳥は鶯のことなり　形は つぐみのごとし　多く丘隅に集るものなり　さて丘隅とは まて　詩經の詞なり　聖人こそ城引ひての曰く鳥も止るべき場所に止まる況や人として鳥に不如とはいはれまじ

詩云穆穆文王於緝熙敬止為人君止於仁為人臣止於敬為人子止於孝為

敬に止まる人の子と為ては孝に止まる人の父と為ては慈に止まる國人と交ては信に止まる

於は助字なり

詩に云く彼淇の澳を瞻るに菉竹猗猗たり斐たる君子有り切磋の如く琢磨の如し瑟兮僩兮赫兮喧兮斐たる君子有り

人父止於慈與國人交止於信

文王周の御代の祖にして大聖人の帝なり御先祖の御威光を御繼ぎありて御仁德の熙万民穆く仰ぎ奉る是なり人の父と為ては慈に止まる人の子と為ては孝に止まる國人と交ては信に止まる

敬んで仁の場に止まるべし君たる人は仁の場に止まる臣たる者は上を敬場に止まる子たる者は孝の場に止まる父たる者は慈という場に止まる天下國中他人との交は偽と云ふことと懷慎と言ふ信ある場に止まるべしもの理に暗はたとへば黄鳥の丘隅に止まるべきものたとへば此下の段も衛の君の德を其民ども難有く思ふて詩に作りたる詩に云く瞻彼淇澳菉竹猗猗有斐君子如切如磋如琢如磨瑟兮僩兮赫兮喧兮有斐君子終不可諠兮如切如磋者道學也如琢如磨者自脩也瑟兮僩兮者恂慄也赫兮喧兮者威儀也有斐君子終不可諠兮者道盛德至善民之忘るること能はず

終に諠る可からず切磋が如く磋が如者學と道也琢が如磨が如者自ら脩る也瑟兮僩兮とは恂慄也赫兮喧兮とは威儀也斐たる君子有終に諠る可不者盛德至善民之忘ること能はず

衛の國の君武公は國をめぐみ德あり民どもあくまで德を御德なりとて緑の竹に比て作り詩なり竹は君子の操あり

衛の國淇水という川の澳の緑竹は竹の名所にて殊に猗猗と付てもあり斐たる君子の德を猗猗と詞の心は武公の次第に德明らかに進みのぼりて細ユ玉細ユに比したる獸の角も道具となるはその物の段々切磨ぎ磨きて是を磋ゆ琢ゆと学問にたとへて道なり玉も物はその物はどんくうち琢きて磨きて磨きてのち光を發して宝となるこれ自己德を脩るたとへなり

人慄懼と御德つよく四方へ喧兮なる誠に御威儀厚くなり衛の武公はかくの斐たる君子ゆく下く終まで御恩諠

詩云於戲前王忘を不君子ハ其賢を賢として其親を親とし小人ハ其楽を楽として其利を利とし此を以て世を没して忘不也

不可ゝ至善の盛なる德なれハ民も能ハざるこゝろ

詩云於戲前王

不忘君子賢其賢而親其親小人樂

其樂而利其利此以没世不忘也

周の先祖文王武王つぎも聖人の帝なるとのゝ詩なり後の世の君子なる人ハ賢人を挙用ひて下を仁のゝゆゝ後の世までも上ハ賢人を敬ひて親もべき人を親しミ下ハまく世の中を楽んで世渡の利となを誠に御德の大なるなり

右傳之三章釋止於至善

子曰聽訟吾猶人也必也使無訟乎無情者不得盡其辭大畏民志此謂知本

右傳之三章ハ至善に止まるとを釈を子の曰く訟を聽と吾猶人の猶し必らず訟を使人乎情無者ハ

其辭を盡とを得不大ゝ民の志ざしを畏し此を本を知と謂

猶所度ゝ讀

本此段ハ本を務べき理を志あしのみ聖人ハ吾とても政道を務ハ常の人とかゝるまゝ公事訴訟ハ別して善悪理非のゝみけなり各く巧に構へうゝ事なるハ中く軽ちゞ然しまぐゝ吾を國を治るとぞなるゝバ下くの偽をなをとの巧あるりく悪を風俗なるゝまゝ人なくもり情無とならバ吾前へ出て離盡るとの得まきゝ上に立もの所事を輕しくもゞ仁心を以て重ゼバ民の志ざしも大に畏りぐさなり

右傳之四章釋本末

此謂知本此謂知之至也

右傳之四章ハ本末を釈を此を本と知と謂此と知之至と謂也

右傳之五章ハ物に格て知を致之義を釈を而して今ハ亡矣

右傳之五章蓋釋格物致知之義而今亡矣

此段只右傳の五章とぞうゝ蓋とゝ

右傳之五章ハ朱子の推量の詞なり蓋に古の章ハ

この段ハ右にいゝる錯簡にて五章の傳文失なるゝ

ゆく朱子其心を推量あるて此下へ註をくりへのゝ

まの段ハ右にいゝる錯簡にて五章の傳文失なるゝ

間ごろ嘗て竊に程子之意を取て以て之を補て曰く所謂知を致とハ物を格るに在とハ言ころハ吾知を致さんと欲ハ物を即て而して其理を窮るに在也之

蓋人心之靈知有不て莫而して天下之物理有不て莫惟理を於て未窮未こと有故ゆへに其知盡さ不と有未兩度也助字

物を格て知を致の義を釋ハ十なり而ぐ〳〵今ハ此文亡矣てなり〳〵

間嘗竊取程子之意以補之曰

朱子の詞なり聞くに程子の嘗て〳〵の文夫〳〵あり〳〵意持を取て〳〵見て〳〵〳〵

所謂致知在格物者言欲致吾之知在卽物而窮其理也

此九字ハ八條目の文なり前の八條目に謂所の己が心の智惠を致ハ万物の理ハ〳〵と窮め格べ〳〵とあり其意を細に〳〵左のごとくなり

蓋人心之靈莫不有知而天下之物莫不有理惟於理有未窮故其知有不盡也

蓋と接に氣のつうぬそなへ万事に付て人間のこゝろ心と又物ごと靈ごとなる者ハなり〳〵知とハ心の

持まへなり〳〵扨天下の俗と見て人間の事より器物草木の至情に至るまで其一事〳〵に理とハ〳〵あり然ども多くの人その理を窮ることなり〳〵知とハ〳〵の德を以て物の理を知ハ窮めバ知惠におよんでハ悟覺盡さめ〳〵と行ても身の困窮なるハ〳〵ものゝ〳〵ごとく戒ハ一切怪〳〵なる事ハあるまじなり〳〵皆理を窮めざる〳〵起る〳〵

是以大學始教必使學者卽凡天下之物莫不因其已知之理而益窮之以求至乎其極

右の訣ゆへに大学のあり〳〵て〳〵ハ天下の間何物にても自身の已知まゝる理に心を因てその上の理をたゝ窮て益〳〵安〳〵して其至極を求め使もる是学者の始めなり〳〵

至於用力之久而一旦豁然貫通焉則衆物

カと用る之久して而して一旦豁然と〳〵して貫通るに

至てハ則ち衆物之表裏精粗到不
と無而して吾心之
全體大用明なら
不と無此を物格
と謂此を知之至と
謂焉矣也の字
助字なり
所謂其意と誠
てをと者自うら
欺くと毋と也悪
臭を悪が如し好
色を好が如し此
之を自うら謙よ
と謂故ゆゑ

之表裏精粗無不到而吾心之全體
大用無不明矣此謂物格此謂知之
至也扨右の通り理を窮めんと力を其場へ用ゆべし一月
日と重ねて久しと而して一旦貫通時節あるこの
なり其時ハ豁然とうちくけ一ツの物ようり推て衆の
物の理ようて自然と表裏精粗も窮めえる場に
不到ところなく吾胸中心の全体もちろん外への心の大用も
明らかなるこの此を物に格と謂又此を知の至とも謂なり

所謂誠其意者毋自欺也如惡惡臭
如好好色此之謂自謙故君子必慎
其獨也經に謂所の誠其意とあるところを欺むくと
勿者我でハ我心のまことゆゑ置なり微蘊
ても是ハ悪うとものとハ忽ちさるべし悪をさうとハ悪さ
臭を悪ごとく善とを学ハ好色をうるとやうがごとくする

君子ハ必と其獨
を慎む也

善を好む時ハ謙とうとものなりとも善と
このしむとうに場になるとバ表向なることなく独を慎なり
独とハ人の見聞ざる所にて
暗き場も操節とうしなく

小人閒居爲不
善無所不至見君子而后厭然揜其不
善而著其善人之視己如見其肺肝然
則何益矣此謂誠於中形於外故君子
必慎其獨也德もなき小人ハあさに月日をとうく閒居と然
事其極て善事に心を務うといとハなきものなり何ぞ益無
の事をうるうるとハ心に悪ハ不善心の至ざる所無しと
たとへバ德ある君子にあるとハ如ハ厭然とうて今ハて
仕うるに不善をとうて揜て善風体に著隠して遂ごと
ものども知る人ハ己が所作と視めて事ハ肺の藏肝の藏
とうるとものなり然則たとへ表向をくらうとも

世（よ）於（よ）

曾子の曰く十目の視る所十手の指さん所其嚴なるか

何の益あらんや誠やもとひ中にあるとハ色外に形ハること無と謂なり故に君子ハ独を慎むとなり

曾子曰十目所視十手所指其嚴乎

右の訣ハ俗にいふ天知地知我知子知なり故に十人の目にて誠に十人の手にて指さんの場所にて人もとゞ隠るゝとハ思ふべし

富潤屋德潤身心廣體胖故君子必誠其意

富ハ屋を潤し德ハ身を潤し心廣ハ體胖なり故に君子ハ必ず其意を誠にす

右傳之六章ハ意を誠にすと釈す所謂身を脩るハ其心を正くするハ

德ある人常に道を重て嚴恐ふべしと曾子の御教なり

右傳之六章釋誠意

所謂脩身在正其心者身有所忿懥則不得其正有所恐懼則不得其正有所好樂則不得其正有所憂患則不得其正

経に謂る身を脩るハ俗に脩羅煩脳として心を動かすものなり富ハ人ハ其家自然と潤ハしく德ある人ハ何となく身に言語潤ハしくなり心廣きものハ容体進退胖やうなり故に君子ハ必ず其意を誠にすなり

あるべきなり故に其正を正すとハ先ずこゝの二夫あるべきなり故に其心を正くするにハ

忿懥を去るべし第一心に忿懥ハ正しき事を得ざる第二恐懼事あるとハ正しからず第三好樂ハ正しからず憂患ハ正しからず四つの情なるべきなり義を知て心にて制し止むる時ハ正きなり

聽而不聞食而不知其味心不在焉視而不見

心ハ敬の一つと心の柱なるべし心乃忘れて動くとハ焉に不在なり心散ずるハ目に視るものも見ざるなり耳に聽とも不聞食ともその味ひを知ざるなり慰心の敬ざるとのべ

此謂脩身在正其心

讀法にあり

在と謂
右傳之七章心と正一身と脩と釈と所謂其家を齊ハ其身を脩るに在者人其親愛する所之て辟と其賤悪する所之て辟と其畏敬する所之て辟と其哀矜する所之て辟と其敖惰する所之て辟と故に好て其悪を知悪で其美を知

右傳之七章釋正心脩身

所謂齊其家在脩其身者人之其所親愛而辟焉之其所賤惡而辟焉之其所畏敬而辟焉之其所哀矜而辟焉之其所敖惰而辟焉故好而知其惡惡而知其美者天下鮮矣

經の謂る身を脩る一段なり人を親愛するハ人の常情の誠なるもの故右の心の正しからぬ時ハ愛しおぼれ辟ハ偏ぶむとよりて依怙をなすなり落る事なり辟ハ偏ぶむたくバ我たのしふ鳥獸を育ひ愛して死するハ是を憐めども臣下を百性を親愛するともなく親類ともめぐまずして他人の世話をなすと類をバうく説のなり賤き悪むるも辟なるとよりて場あり哀れ矜むるも辟なるとよりて人に

者ハ天下に鮮矣親しむるべきハ妻子に離るゝより心薄きものあり教に怠る事なり理なり坤ハ母なれハ子を愛するハ人の常なれハ子の悪きを好とやうに門も悪きを義理のなくとえぐるなり悪きと思ふ中もその故に諺に有之曰人其子の悪を知て其苗の碩なるを知を莫

此を身脩め不ハ以て其家を齊可不と謂

故諺有之曰人莫知其子之惡莫知其苗之碩

碩か辟かとよりて世の諺詞も喩ハ人に我子の悪しきを親ハ知なく農夫ハ我田地の苗の碩に出来る年もよく出来ることもあるものなり誠や人の己身の非なることを知者ハ少なし

此謂身不脩不可以齊其家

右傳之八章釋脩身齊家

所謂治國必先齊其家者其家不可教而能教人者無之故君子不出家而

可不一して而一して
能人を教る者ハ
之無故に人よ君子
ハ家を出不一して
而一て教を國よ
成孝者君に事
所以なり弟ハ長
ふ事る所以なり
慈者衆を事る
所以なり

成教於國孝者所以事君也弟者所以事長也慈者所以使衆也

經に家内よく齊ふ國もよく治るとあり惣体國中へ君の
御威光ハ届やすく上を学下ならへバ上なる人或ハ文学を
好ミ善ハ下もまねをすると善悪ともに國中へ
その風うつりやすきを以て君子人ハ家を出ずして坐して
國中へ施し成ハ人ハ其家の内をも教の不可ならず
何ぞてよく人を坐ゆるとあり人や孝とハ子の親に事るの
道なり是則ち臣の君に事奉る道と同じ弟とハ弟の兄を
敬道なり是幼壯なるもの長老を介抱するの理なり慈とハ
親の子を寵愛の道なり是全く君の万民を治めるの心かく
あらぐしなり人を敬ハ人ハ我を敬なり
なり相通

康誥曰如保赤子心誠求之雖不中不遠矣未有學養子而后嫁者也

康誥曰く赤子
を保ざるが如し
心に誠に之を求
ハ中不と雖ども遠
不未子を養ふを
を学で而して后
嫁ざる者有未
未両度也助字

康誥ハ前に引く國中の民を治るハ赤子を保ふ心持と如ど
さたとハ赤子訳もなしふ法時いろ〳〵と気を付腹のいろ〳〵
空心と心を配るハ誠なり是信実に心を配るゆへ昔より未子を養育
事をなしひて嫁ぎる女もいろ〳〵絲ども親子の愛慈とい
ものハ自然の理なりその心を以て下を慈愛べしとなり

一家仁一國興仁一家讓一國興讓一人貪戻一國作亂其機如此此謂一言僨事一人定國

一家仁一國興
人貪戻一國作
言僨事一人定國
上一人仁を好ミ下万民も仁
心を尊むものなり一家の内礼
なり甚機此の如し誠に上に立の一人の言て事を僨る
なり

堯舜帥天下以仁而民從之桀紂帥天

一家仁なるハ一國
仁を興と一家讓
あるハ一國讓を興
一人貪戻なるハ一
國乱を作を其
機此の如し此を
一言事を僨ふ一
人國を定むと謂
堯舜天下を帥
ゆるに仁を以て
を謙讓る道を好ミ下ハ謙讓ぎる道を
引興ぎりて上に立ハ貪戻あるハ其一國の民乱る
なり甚機此の如し誠に上に立の一人の言て事を僨る
なり
なり

而して民之に從
桀紂天下を帥
ゆるに暴を以て
して而して民之に
從其令を所其
好む所に反まもバ
民從ハ不是故に
君子ハ己に有して
而して后人に求む
己に無して而し
て后人を非とも
身に藏る所恕
あ〻不して而して
能人を喩す者ハ
未之有未

下以暴而民從之其所令反其所好而民不從是故君子有諸己而后求諸人無諸己而后非諸人所藏乎身不恕而能喩諸人者未之有也

昔〻堯帝舜帝御二方の聖人天下を治めの仁心を以て万民を帥治めの仁ゆ民その風に從ひ桀王紂王御二方ハ悪王に在して暴を以て天下を治め帥ゆて天下万民もかゝひて乱暴の道行なへ〻て天下への令出されも民の好ところにたがひ反く時ハ下くの者ハ君子人ハ我身に德を有くして而后に人ハ道を守るべしと求むるなり己が身に欠るとこと無して而后人を尤非となり尤そ万事に就て我心を以て押し及し人の事を我身のごとくせハ大抵理に背くなり是を恕といふ此心を我胸中に藏さゝハ能人を喩すおしゆるとハ世の中に未有之となり

故治國在齊其家讀て聞ゆべし

詩云桃之夭夭其葉蓁蓁之子于歸宜其家人宜其家人而后可以教國人

故に國を治ハ其家を齊に在詩に云く桃之夭夭其葉蓁蓁之子于歸其家人に宜し其家人に宜して而して后に以て國人を教可

詩に云く兄に宜く弟に宜し兄に宜く弟に宜して而して后に以て國人に教可

詩云宜兄宜弟而后可以教國人

此詩ハ周の御代善教も國中へおよびて婦人すても操のある
を賛し詩なり中華の昏礼多く三月木の茂生る前に
あり時節の花と女子の嫁とをとらへんとして桃花の夭夭葉
も蓁蓁たるごとくふの之子于時夫の家に帰るの義を内に
そなへて教へをゆ嫁して后も一家の人と宜しくさゝ
一家の内宜しくして而后國家の人民ともゆへ喩まべしと
して夫より國中の人に及ぶべ
自ら喩ゆへらるとなり

詩云其儀不忒正是

詩ニ云ク其儀式不是四國ヲ正シ其父子兄弟ノ為法トスル足ラ而ル后ニ民之ヲ法トスル也

○此ハ國ヲ治ルハ其家ヲ齊ルニ在リト謂ヒ○右傳之九章ハ家ヲ齊ヘテ國ヲ治ルヲ釈ス○所謂天下ヲ平ラカニスルハ其國ヲ治ルニ在リ者上老ヲ老トシテ民孝ヲ興ス上長ヲ長トシテ民弟ヲ興ス上恤ヒテ孤ヲ上ル者ハ下ラザル者ナシ是ヲ以テ君子ハ絜矩之道有リ也

四國其爲父子兄弟足法而后民法之也

家の内にて其儀式心ざし時は四方の國々まで正しくなる也上に立つ人父子の間兄弟のまじわり法とすべしれば上を学び下ゆくまでを此謂治國在齊其家

右傳之九章釋齊家治國

所謂平天下在治其國者上老老而民興孝上長長而民興弟上恤孤而民不倍是以君子有絜矩之道也

八條目に國を治ずんば自然に天下は平らかなるものなり上に立つ御方は身を行ひ君々時は下なるものは感発して其心の興りのなり御方老々たる方々敬ひ老らひのべば下なる者是をならひて孝の道を志ざん上たる御方賢者あるは年長なる人を長ひ

弟を興さ上孤を恤て民倍不是を以て君子ハ絜矩之道有也

親類もなき者を孤子と云上たる御方たるの孤を恤むの道を興さなり年幼なく時ハ下なる者妄なるものを抱き倍くことなきを絜矩の道と云絜ハ大なる家をも治なり法を用ゐるなり矩ハ大工のさし金なりその道具を以て

所惡於上毋以使下所惡於下毋以事上所惡於前毋以先後所惡於後毋以從前所惡於右毋以交於左所惡於左毋以交於右此之謂絜矩之道

我より御上へ奉公するにつゝく心に叶ふ事や又ハ撫育して中々我下なる者をそのごとくに使ひなさるべし心所惡ともいふなりその心をとかうまゝ我召つかふものゝ我心所惡ならば我ようの上なる人へもそのごとくあるべしとなり左の方にて惡と思ふ事ハ右にて為べからず前と後ろとおなじ理なり

交ること毋れ此之を絜矩の道と謂ふ（於）（也）

詩に云く楽只の君子ハ民之父母なり民之好む所ハ之を好し民の悪む所ハ之を悪む此之を民の父母と謂○詩に云く節たる彼南山維石巌々たり赫々たる師尹民具に爾を瞻國を有者ハ以慎まずバある

これ絜矩の道なり

詩云樂只君子民之父母民之所好好之民之所惡惡之此之謂民之父母

右の如くなるゆへ下の上を載き上の下を恵むのハ誠に親子の恩ひをなすことなりこのこころを詩経にもありがたく楽只たる君子ハ実に万民の父母なり万民の好む所を上もこれを好みたまひ万民の悪と思ふ所ハ上にもこれを悪みたまふゆへ國よく治るなり

詩云節彼南山維石巖巖赫赫師尹民具爾瞻有國者不可以不愼辟則爲天下僇矣

この詩の意ハ君たる諸侯高く人の上にありて一人の態まで下々立りのく苦しみ楽むをもかへりみ君たる者をも義非きらふなり謹ミ深く恐るべきぞ位高きをたとへて彼終南山といふ山ハ節として維山の形石ハ巖々たるが如く周の幽王の時の摂政に師尹といふ人政道宜しからざるゆへ赫々てし万民具に爾が悪をも政務と瞻となり実に國を有者ハ慎むべき事なるを心辟ときハ天下のわざはひのもとなりて僇かしめられんや

可不辟バ則天下の僇と為（矣）

詩に云く殷之未師を喪ハ未克上帝に配すと儀く殷に監る儀峻命易から不道バ衆を得る則ち國を得る衆を失なハ則ち國を失なふ

（未）（儀）二文よむ之　（于）助字なり

是故に君子ハ先

詩云殷之未喪師克配上帝儀監于殷峻命不易道得衆則得國失衆則失國

殷の御代も聖人湯王より二十八代六百四十四年つゞきしも紂王といへる悪王に至りて四海困窮ついに位をうしなひ周の武王の御代となりつる古へ殷の御代も万民の帰服をも喪ハざる内ハ克も天道のめぐみにかなふ徳ありおのづから配でより此後天下の主となりたまふ人ハ儀く殷を監み手本とすべし実に天命のその峻しき天下とりたまふハ保不易そのまで恐るべし衆民の心を得ざれバ國を保得ることなり衆民の心を失なへバ國をうしなふなり後世天下の主となりたまふ人ハ恐るべきなりし聖人周公の成王へ教訓ありし理も是に外ならずとぞ然れども

但し天朝にてハ執政家まてに此を一日に小論まで恐るべきことなり恐るべし天朝の天皇と家を保の

是故君子先

德を慎む德有バ此人有人有バ此土有土有バ此財有財有バ此用有乎助字

慎乎德有德此有人有人此有土有土有財有財此有用

是訳なる故君子ハ先第一ハ仁義の德を慎で待て徳あるバ帰服して上ハよく衆の人を有て人を有バよく國の土地を有て土地あるバ金銀財宝あて財宝あるバ諸用必ず不足なし

德者本也財者末也外本內末爭民施奪

右不德の君ハ天下の財宝を一ツ所に集て徳ハ本にして金銀ハ末なり本を外にして末を内にむ時ハ人民を爭ハしめ欲心貪奪の心持を布施ス

是故財聚則民散財散則民聚

それ故に金銀を聚ムるバ民の心ハよく散て財を散ずるバ民ハ集まる

是故言悖而出者亦悖而入貨悖而入者亦悖而出

是故に言悖て出者ハ亦悖て入貨悖て入者ハ亦悖て出

而

康誥曰惟命不常

康誥ハ書の名なり惟命ハ天の常なり

于善則得之不善則失之矣

善なるバ則ち之を得不善なるバ則ち之を失なふ矣

楚書曰楚國無以爲寶惟善以爲寶

楚書ハ書の名なり楚國ハ以て宝と為と雖惟善以て宝と為

者亦悖而出

右の事ども俗なる心りてハ財散ときハ民聚とのゝ心得んなるべども則ち民の聚るゝ財ハ帰服するハ財を保長久の理なり民散うせば財も散ぬ天道のめぐり恐るべし慎むべし

人ハ悪口いふまじく言悖而どもひ出セバ人もまた理ハ悖る言そむく忽ち我口よりも出くるゆゑに我耳ハ入る理なり悖る貨ハ手ハ入とらぬ物なり理ハ悖て出さるバなり

康誥曰惟命不于常道善則得之不善則失之矣

とふとの不干常ハ天の常ハ誠や惟天道の命とハ恐るべし慎むべし道ハ善とのハ福を得不善のハ福なし

楚書曰楚國無以爲寶惟善以爲寶

楚の國の書籍に記ハ楚の國ハ使者を以て晉の國へ白珩といふ玉を進ぜらるゝ時晉王の御吾楚の國にハ金銀珠玉を宝とハいはず忠義の善人

勇犯曰亡人ハ以て宝と為ス
金仁親以て宝と
為

秦誓曰若有一个臣斷斷兮無他技其
心休休焉其如有容焉人之有技若己
有之人之彦聖其心好之不啻若自其
口出寔能容之以能保我子孫黎民尚

を〻そ國の宝といふなり

勇犯曰亡人無以爲寶仁親以爲寶

晉の國の連子重耳と云ふハまづまづて賢者あり父君の妾驪姫の讒言ゆゑ他國へ亡人となりて家を出ず その後父君逝去なり此時秦の君穆公使者を重耳へつかハして曰く我助力して晉の國を破り帰國あらんと申つかハせ その時重耳の傅の侍ら勇犯といふる賢者あり 曰く我君亡人ハ人をさハがー國を取てハ宝とせず親の喪を哀みつとめて仁道を重とすゑを以て宝といふなり

秦誓曰若有一个臣斷斷兮無他技其心休休焉其如有容焉人之有技若己有之人之彦聖其心好之不啻若自其口出寔能容之以能保我子孫黎民尚亦有利哉

秦の國の君穆公批言なり若あるハ一人の臣あり人ゑその人柄断々ーて他ら技も無人の如く其心休々くゆつたりと物をゆ容大量あり人の技あるハ自己の身に藝技之有が如く人の彦聖なるを見てハ吾心ら好之ひ嘗ゑの口外へ出ず誉の如く寔ら能く容の人を受容なり右ゆの人を高位ら用ひば能く子孫を保ち黎民も尚大なる利德あり者なるべし中華ゑて大抵の身上あるりのハ皆冠を着る人之有技娼疾以惡之人之彦聖而違之俾不通寔不能容以不能保我子孫黎民亦曰殆哉

なり大なるの下ハえを冠をこそ髮をこそあるゆ黎民を頭の民とのこころゑて黎民とハいふ

小人ハ云なりて人の技あるとハ娼疾て惡ひ人彦聖なる人ゑハ違そむきて教意を通ずゑやうにまるなり寔ら物を受容と能ハざるなり我子孫を補佐して保ずる者ハ我子孫を保ずる能ハ不亦曰殆ひ哉

唯仁人ハ之を放流して諸を四夷に逐ひ與に中國を同せず此を唯仁人能人を愛し能人を惡しと為と謂

賢を見て而して舉ること能ハず舉て而して先ざること能ハず命る也不善を見て而して退ること能不退て而して遠ざること能不過ち也

心殆し　とハ勿論黎民を唯仁人放流之逆諸四夷

不與同中國此謂唯仁人為能愛人能惡人

仁者の心ハ誠に万民を深くあはれみこの子の病疾人ハ誠に國家の害なると以て根をたつて去ることを放遠ざるなり　國家天下のうれへとなるハ賢人德者と忌の毒あるとなり　即ちまことを仁人ハとり万民を愛さる私なく許となり　誠に佞人を惡むともいふなり

見賢而不能舉舉而不能先命也見不善而不能退退而不能遠過也

さて賢者なりとハ忽ちに引舉て用ゆべし　さて舉て用ゆるちからなくバ人の上へ先ざるべきなり　さて人を重ぜんさていあるハ命とらるるなり　害のある不善人をまことに忽ち退くべし　退ぞくなくバ再び近付ぬようにとの遠ざく

人之惡む所を好人之好む所を惡む是を人之性小拂て菑必ず夫身に逮と謂

是故に君子ハ大道有必ず忠信以て之を得驕泰以て之を失なふ

べしとなり　ちからを行ふ能ハず

好人之所惡惡人之所好是謂拂人之性菑必逮夫身

人の所惡とことさら好む人の好む所を惡み嫌ふの人ハ誠に人の心性に拂ひ天道の故に菑に逮ぶものなり

是故君子有大道必忠信以得之驕泰以失之

故に上たる君子ハ天下國家を治め万民を保ぜんの大道あり忠とハ心の誠を尽すなり　信とハうそのことなくバ大道を得ること　栄耀に驕ぶりて泰しくハ

是をとり失なふなり　按ずるに此に三たび得失の事と說きて深切なり　慎で深く是を察すべし

生財有大道生之者衆食之者寡為之者疾用之者舒則財恆足矣

を用ゆる者ハ舒なるべ則ち財恒に足る　矣　助字

國家の恩沢ハ金銀財宝にして天下の大道なり　その財を生ずるに道あり凡天下古へハ大工士農工商の四民の多きに士とハ重き御位より鄙き官に至るまで政道の權威にあつかる人なり農ハ五穀を作り出し工ハ一切の道具を造作する人なり商ハ万事有所の物を無き所へ通用して賣買する人なり此外を遊民とて今日世の中入用なるものの外なり遊民多くなるバ五穀財宝をつひやすの多くゆく世貧しくなるの故に財を生らゆる大道あり財を生ずる者ハ衆く為る者ハ寡く為ると食ふ者ハ損と者ハ寡く諸の業を勤て外へ出る所を少なくして則ち天下の財宝恒に足矣なるべし

仁者以財發身

仁心ある者ハ財を施して散して道を行ひ吾身を忘れゆく

不仁者以身發財

不仁の人ハ吾身を捨てなりとも財を好み貪るゆへに長久なるべし

未有上好仁而下不好義者也未有好義其事不終者也未有府庫財非其財者也

もし誠を尽せバ下ハ其應のなきことあるべし上に御於仁を好めゆへバ下ハ義を好まざる者ハなし事を好で其事の終ざるものなし　たとへバ孟獻子曰畜我府庫の内の物ハ已が財に非ずとなり

孟獻子曰畜馬乘不察於雞豚伐冰之家不畜牛羊百乘之家不畜聚斂之臣與其有聚斂之臣寧有盜臣此謂國不以利為利以義為利也

孟獻子ハ孔子時代の御人なりその語あり　馬乘を畜とハ平士より始てめ一出さき大夫の格なれバ車一乗をゆくそれをひく馬を畜となりさきの官位ある人ハ豚や雞を食物の助とする抔なきを利を察ぐべうべし冰を伐る家とハ冬氷をかく置てその氷を伐て大夫以上ハ喪事の時の遺骸やまつり祭礼の時の

者有未未府庫の財其財に非ざる者有未　也

孟獻子曰く馬乘を畜るハ雞豚を察不伐冰之家ハ牛羊を畜不百乘之家ハ聚斂之臣を畜不其聚斂之臣有與ハ寧盜臣有此を國ハ利として利と為不義を以て利と為と謂　於　也

國家ニ長トシテ財用ヲ務ル者ハ必ズ小人ヲ自ラ
ヲシテ國家ヲ爲使苗害並ビ至ル善者有ト雖
ども亦之ヲ如何ともスルト無此ヲ國ハ利トシテ利
ト為不義ヲ以テ利ト為ト謂

供物魚肉などと漆器ハ家柄ハ牛羊とやうの畜ハふ様の利をかんべうぶ百乘とハ
采地知行をとる旗本衆の領分より軍役ハ車百乘
出ス家なり何ぞ聚斂御益のたくさんある者とのべきて養ハ
ざるべ寧ハ盗臣と抱る方が宜しとなり盗人ハ我家
の物をとうしるふやでなり聚斂の臣ハ國中万民のものと
盗ミ貪るゆくなり おの故ハ君子ハ目前の利を以て利とハ
セざるなり 義理ようるひて人ミる不足なきを以て利と

謂なり

人矣彼爲善之小人之使爲國家菑害
並至雖有善者亦無如之何矣此謂國
不以利爲利以義爲利也

國天下を治る本ハ万民を仁むと
以て第一然ふその長ミる役ハ居て金銀財宝の
利用を務る者ハ大抵ハ小人の所爲ハ自なり若小人ハ

國家を爲使ばあり天変を菑とハ土地の変を
害といふ天地ともに変を害ーのふ人ハいのなる
大德善人ありてとう鎮めのふるも其勢ずう一旦如何
うるやうもなきものなり此一段心み散で味べ聖人の教へ
中〳〵詞筆形容を以て
のべ尽ミがたきものなり

右傳之十章釋治國平天下

凡傳十章前四章統論綱領指趣後
六章細論條目功夫其第五章乃明
善之要第六章乃誠身之本在初
學尤爲當務之急讀者不可以其
近而忽之也

凡て傳文十章のうち前の首章
より四章までハ明德新民至善の

右傳之十章ハ國を治め天下を平ぐるを釈ス
凡そ傳の十章前の四章ハ統て綱領の指趣を論ず後の六章ハ細ニ條目の功夫を論ず其第五章乃ち善を明ふする之要第六章ハ乃ち

身を誠まるを本物學に在て右も當に務むべきの急為續者其迹を以て之を忽ゆを可ふ未也

三綱領の撮趣を繼て論ぜ〻後の第六章より十章までハ八條目治國平天下の工夫を細に論ぜ〻右の内にて第五章ハ尤も善道の肝要を明らかにし又第六章ハ身の行ひの根本にして誠の道を盡せ〻何も日〻に務當の急用〻願くハ學者の輩口ずさみて讀てさ〻迹きなぞ〻忽に思ふべからず恐もうやまふべしとなり

大學章句畢